

○高木委員長 それでは、ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でありますので、これより会議を進めていきます。

まず1点目の令和2年第3回定例会提出議案について、理事者から説明をいただきたいと思います。

建築部長。

○中野建築部長 それでは、令和2年第3回定例会提出議案のうち、建築部にかかわる議案について説明いたします。

初めに認定第1号、令和元年度旭川市一般会計決算の認定についてであります。令和元年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書で説明いたしますので、ごらんください。

最初に72、73ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、9目財産管理費であります。支出済み額が21億7千67万8千255円で、このうち建築部所管分は、アスベスト含有煙突改修費1億1千981万2千600円であります。市有施設に係るアスベスト含有の煙突断熱材を、アスベストの含有しないものに取りかえる工事を行いました。

次に104、105ページをごらんください。8款土木費についてです。全体事業費の支出済み額が167億6千387万7千102円で、このうち建築部所管分は、予算現額が29億3千238万3千円に対して、支出済み額が18億7千699万1千630円、翌年度繰越額が9億7千256万4千400円、不用額が8千282万6千970円で、執行率は64%であります。

初めに、1項土木管理費、2目建築総務費であります。支出済み額は1千220万2千440円で、市有施設定期点検費において市有施設の定期点検業務を実施したほか、管理事務費では、住宅建築行政及び公共工事に係る事務経費を支出いたしました。これらのうち、建築保全電子納品保管管理システムデータ移行業務は35万6千400円を令和2年度に繰り越しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、データ移行先の新しいサーバーが期限までに納入されず、契約期間内に業務を完了することができなかったことによるものでございます。

次に106、107ページをごらんください。3目建築指導費は、支出済み額が1億648万9800円で、このうち建築部所管分は、宅地造成指導費を除く1億617万4千648円であります。備考欄に各項目をお示ししてありますのでごらんください。建築指導費では、建築確認等の建築行政を円滑に推進するための事務経費を支出したほか、住宅雪対策費では、住宅に関する雪対策を推進するため、融雪施設の設置等に係る工事費の一部を補助いたしました。高齢化対応住宅普及促進費並びに住宅改修促進費では、既存住宅のバリアフリー化や省エネ化などを図る住宅改修費の一部を補助いたしました。建築物耐震改修促進費では、住宅の耐震化等に要する費用や、緊急に安全を確認する必要がある民間の大規模建築物について、耐震補強設計に要する費用の一部を補助いたしました。空家等総合対策費では、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助したほか、所有者不在空き家の相続財産管理人の選任申し立てに関する費用や、緊急安全措置として実施した空き家の解体撤去費用を支出いたしました。

次に110、111ページをごらんください。5項都市計画費、1目都市計画総務費は、支出済み額が1億2千279万1千790円で、このうち建築部所管分は、屋外広告物対策費の490万8

千347円であります。違反広告物の除却業務委託や屋外広告物の実態調査等を実施いたしました。

続いて112、113ページをごらんください。6項住宅費、1目住宅管理費は、支出済み額が1億8千735万6千348円であります。市営住宅管理費では、市営住宅の設備等の管理業務委託などを実施したほか、高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金では、優良賃貸住宅に対する家賃の一部を補助いたしました。

次に、2目市営住宅建設費であります。支出済み額は11億6千146万9千874円で、市営住宅整備費において第2豊岡団地新1号棟B工区及び新2号棟A工区、計83戸の建設工事などを実施いたしました。なお、令和元年度は、国の予算に余剰があったことに伴い補正予算を計上しておりましたが、9億7千220万8千円を令和2年度に繰り越しました。これは、第2豊岡団地新2号棟A工区の建設工事等に関する事業費の一部に係るものでございます。

次に、3目市営住宅改善事業費は、支出済み額が4億487万9千973円であります。市営住宅改善費では、退去家屋の修繕や畳がえなど計画的な修繕を実施したほか、市営住宅管理業務改善費では、従前から委託していた修繕受付業務と収入申告発送回収業務のほかに、新たに退去立会業務と入居者募集受付業務を加えた4業務を民間事業者へ委託いたしました。また、市営住宅整備関連費では、第2豊岡団地の建設工事に伴い入居者に対して移転料を支出したほか、市営住宅改修費では、神楽岡ニュータウン団地の外壁改修工事や忠和団地の内部改修工事など計画的な大規模改修等を行いました。

以上、建築部所管事業の決算の概要についてでございます。

続いて議案第5号、旭川市景観条例及び旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、景観と屋外広告物に関する審議を一体的に進めようとするものであり、屋外広告物条例から屋外広告物審議会を設置や組織などに関する事項を削除し、これらの所掌事項を旭川市景観条例による旭川市景観審議会が担うこととするほか、その他所要の規定の整備を行うとするものであります。改正前の景観審議会は、その任期が9月23日で満了することとなりますことから、屋外広告物条例及び景観条例のいずれも施行日は令和2年9月24日を予定しております。なお、屋外広告物条例の所管は建築部であります。景観条例は地域振興部の所管となっております。

続いて報告第3号、専決処分報告についてであります。本件は、整理番号1及び2に記載されている者を相手方として、本市を申立人とする建物明け渡し等請求事件に係る訴えの提起についてであります。相手方はいずれも長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、市営住宅の適正な管理運営に重大な支障を来していたことから、市営住宅明け渡し請求書等を送付しておりましたが、これに応じないため、市営住宅を明け渡し、滞納家賃及び明け渡し期限の翌日から明け渡し済みまでの損害金を支払うこと、及び訴訟費用は相手方の負担とすることを請求するもので、その判決及び仮執行の宣言を求める訴えの提起について、本年8月26日に専決処分したところであります。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、令和2年第3回定例会提出議案のうち、建築部にかかわる議案についてであります。

○高木委員長 土木部長。

○太田土木部長 第3回定例会に土木部から議案として提出させていただいてございます認定第1号、令和元年度一般会計決算、議案第1号、令和2年度一般会計補正予算、議案第10号、旭川市

雪対策審議会条例の制定について、それぞれ御説明させていただきます。

まず初めに認定第1号、令和元年度旭川市一般会計決算の認定についての土木部所管分につきまして、旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明をさせていただきます。

104、105ページをごらんください。8款土木費についてでございます。全体事業費の支出済み額167億6千387万7千102円のうち、土木部所管分につきましては、予算現額が161億3千276万3千664円に対しまして、支出済み額が136億619万8千285円、翌年度繰越額は7億7千229万2千250円、差し引き不用額が17億5千427万3千129円となっておりまして、執行率で申し上げますと84.3%となっております。なお、主な不用額についてでございますが、いわゆる補助落ちによりまして、道路橋りょう整備費で約5億2千万円、都市計画公園整備費で約2億5千万円、運動公園整備費で約2億5千万円、さらには少雪によりまして、除雪費で約2億7千万円、北海道との事業調整によりまして、都市計画道路整備受託費で約2億4千万円の不用額となったものでございます。

次に、目別に御説明いたします。8款1項1目土木総務費、支出済み額658万4千405円につきましては、土木部全般にかかわる庶務的経費に要したものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして106、107ページをごらんください。8款2項1目道路橋りょう総務費、支出済み額2億1千241万7千364円につきましては、町内会等における街路灯の設置費や電気料金の一部を助成したほか、買物公園の自転車対策経費や、道路法に基づく台帳の整備、さらには登記簿と現地の整合を図る地籍調査などに要したものであります。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費、支出済み額40億5千596万2千90円につきましては、冬の除雪費や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱水費などに要したものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして108、109ページをごらんください。8款2項3目道路橋りょう新設改良費、支出済み額45億402万2千349円でございますが、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路を初め日常生活にかかわる生活道路や側溝の整備など、道路の新設改良事業のほか、雪対策事業などに要したものでございます。なお、繰越明許費についてでございますが、道路橋りょう整備費において3億3千142万円を令和2年度に繰り越したものでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費、支出済み額1億3千750万260円につきましては、浸水被害の防止及び地域住民の生活環境の整備を図るため、市が管理する河川の整備や、北海道が管理するペーパン川の整備のための用地買収に要したものであります。なお、繰越明許費についてでございますが、河川整備受託費において6千614万9千250円を令和2年度に繰り越したものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして110ページ、111ページをごらんください。8款5項1目都市計画総務費のうち、土木部が所管しておりますのは北彩都ガーデン管理費になります。こちらの支出済み額6千630万2千627円につきましては、あさひかわ北彩都ガーデンの維持管理に要したものでございます。

続きまして、8款5項2目街路事業費、支出済み額15億7千372万2千144円につきましては、神楽3条通など都市の骨格を形成する都市計画道路3路線の整備や、市道から道道に昇格し

た永山東光線の用地買収に要したものであります。なお、繰越明許費についてでございますが、都市計画道路整備費において6千300万円、都市計画道路整備受託費において2億7千722万3千円、合わせて3億4千22万3千円を令和2年度に繰り越したものでございます。

続きまして、112、113ページにまたがりますけれども、8款5項3目緑地公園費、支出済み額30億4千968万7千46円につきましては、東光スポーツ公園を初め、各種公園の整備や維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。なお、繰越明許費についてでございますが、運動公園整備費において3千450万円を令和2年度に繰り越したものでございます。

最後に、ちょっとページが飛びますが128、129ページをごらんください。11款2項1目公共施設災害復旧費、支出済み額5千572万3千762円につきましては、平成30年7月の豪雨などで崩壊した道路2カ所及び公園3カ所について復旧工事を実施したものでございます。

以上、簡単でございますが、土木部所管の決算概要について御説明させていただきました。

続きまして議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして、事業の主な概要を御説明させていただきます。

お手元の一般会計補正予算書の7ページをごらんください。最下段にございますが、17款2項8目災害復旧費国庫補助金のうち、災害復旧費補助金64万4千円につきましては、令和元年度に実施した復旧工事を再精査した結果、未収入となっていた分について追加で補助金が交付されるため、歳入補正しようとするものでございます。

続きまして、ページ飛びまして14ページをごらんください。8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路側溝整備費として2億円を追加補正しようとするものでございます。事業の内容につきましては、本年度の融雪期の凍上によりまして、早急に対応が必要な生活道路の改良工事を行うものでございます。また、同じく道路橋りょう新設改良費のうち、雪対策費の27万1千円につきましては、雪対策の推進に関する基本計画の調査、審議及び進行管理を行うための雪対策審議会設置に伴う審議会運営に関する経費を追加補正しようとするものでございます。なお、こちら道路側溝整備費2億円の財源といたしましては、起債を充当するため、一旦9ページのほうに戻っていただきますが、24款1項5目土木債のうち、道路橋りょう整備事業債として1億8千万円を追加補正し、さらに4ページに戻っていただきますけれども、下段にございます第3表地方債補正のとおり、限度額を変更しようとするものでございます。

同じく4ページ上段にございます第2表債務負担行為補正をごらんください。初めに、総合除雪維持業務委託料でございますが、将来的な除雪業者の安定確保を図るため、昨年引き続き夏冬通年化を行うものであり、冬の総合除雪業務に加えまして、冬の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを一体化するため、令和2年11月から令和3年10月までの委託業務にかかわる契約のうち、令和3年度分の2億9千936万5千円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。次に、雪堆積場借上料でございますが、雪堆積場確保のため、神居町忠和の土地を今年度から来年度にかけて借り上げる予定でございますので、令和2年12月から令和3年6月までの借り上げ期間のうち、令和3年度分の9万円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

以上が、土木部所管にかかわる補正予算の概要でございます。

最後となりますが、議案第10号、旭川市雪対策審議会条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、本市の雪対策の推進に関する基本的な計画、その他の重要な事項につ

いて調査、審議するための審議会を設置するものでございます。本市では、平成27年度に策定いたしました旭川市雪対策基本計画に基づき、さまざまな施策を展開してございますが、計画期間の中間年に当たる昨年からことしにかけ、基本計画の評価、検証、アクションプログラムの見直しなどを行ってまいりました。この結果、雪対策に関する市民ニーズが多様化していく中、本市の雪対策を取り巻く情勢といったものも大きく変化しており、今回実施した基本計画の評価、検証などを踏まえた基本計画自体の中間見直しや、適切な進行管理を行うための審議会の設置が必要であるという考えに至ったところでございます。当該審議会につきましては、当初、令和3年度を想定してございましたが、令和2年度における試行的取り組みの方向性が一定程度明確になったことから、これらの取り組み状況などを議論に反映させ令和3年度の取り組みにつなげていくためにも、本年度の降雪期前に審議会を設置する必要があると考えてございます。審議会は、学識経験者を初め、総合除雪連絡協議会、除排雪業者ネットワーク協議会、市民委員会連絡協議会、公共交通機関、警察などの関係団体や市民など15名程度の構成とし、10月中旬以降、市民委員の公募を開始し、11月下旬までに委員を決定した後、12月上旬に第1回審議会を開催、令和3年度の冬までには雪対策基本計画の見直しを行っていききたいという考えでございます。

以上が、土木部に関連いたします議案でございます。よろしくお願いいたします。

○高木委員長 上下水道部長。

○菅野上下水道部長 水道局で所管いたします水道事業会計及び下水道事業会計にかかわります令和元年度決算につきまして、お手元にお配りいたしました令和元年度決算の概要に基づき御説明をさせていただきます。なお、令和元年度から簡易水道事業を水道事業に、農業集落排水事業を下水道事業にそれぞれ会計を統合し、実施しているところでございます。

初めに認定第10号、令和元年度旭川市水道事業会計決算の認定についてでございます。資料の1ページ目をごらんください。まず収益的収支でございますが、水道事業収益では、決算額60億9千580万612円となり、予算と比べて1千929万9千388円の減となっております。一方、水道事業費用では、決算額54億8千176万2千147円となり、不用額は2億359万1千853円となっておりますが、これは主に取水費及び給水費の減によるものでございます。次に資本的収支でございますが、資本的収入では、決算額12億9千730万6千81円となり、予算と比べて9億3千798万2千919円の減となっておりますが、これは主に企業債及び他会計出資金の減によるものでございます。一方、資本的支出では、決算額49億4千17万4千256円となり、不用額は1億6千81万3千744円となっておりますが、これは主に建設改良費のうち、量水器設置工事や浄水施設工事が減となったことによるものでございます。

以上のとおり、資料の一番下でございますけれども、当年度純利益は4億1千176万8千738円、当年度資金収支はマイナス3億5千764万1千769円となり、これらに内部留保資金を措置した結果、当年度末資金残高は12億6千866万2千556円となっております。

次に認定第11号、令和元年度旭川市下水道事業会計決算の認定についてでございます。資料の2ページ目をごらんください。まず収益的収支でございますが、下水道事業収益では、決算額91億9千763万9千144円となり、予算と比べまして1億5千860万6千856円の減となっております。これは主に下水道使用料及び負担金の減によるものでございます。一方、下水道事業費用では、決算額83億8千247万5千223円となり、不用額は2億4千445万9千777

円となっておりますが、これは主に管渠費、処理場費及び消費税、地方消費税の減によるものでございます。次に資本的収支でございますが、資本的収入では、決算額21億7千359万744円となりまして、予算と比べて6億9千995万3千944円の減となっておりますが、これは主に企業債、国庫補助金の減によるものでございます。一方、資本的支出では、決算額57億8千741万7千525円となり、不用額は3億8千417万4千715円となっております。これは主に建設改良費のうち、下水管布設工事や処理場施設工事が減となったことによるものでございます。

以上のとおり、資料の一番下に記載しております当年度純利益は7億3千793万772円、当年度資金収支はマイナス3億1千141万9千711円となり、これらに内部留保資金を措置した結果、当年度末資金残高は8億8千766万7千364円となっております。

以上が、水道局所管にかかわる決算の概要でございます。よろしく願いいたします。

○高木委員長 病院事務局長。

○浅利市立旭川病院事務局長 令和2年第3回定例会の提出議案のうち、市立旭川病院に関連するものにつきまして御説明申し上げたいと思います。

まず認定第12号、令和元年度旭川市病院事業会計決算につきまして、本日お手元に配付いたしました令和元年度病院事業会計予算決算比較に基づきまして、その概要を御説明申し上げたいと思います。最初に、配付資料の上段にございます業務実績でございます。年間患者数といたしましては、入院では、予算で12万6千270人に対し11万4千431人、1万1千839人の減、1日当たりでは、予算では345人に対し312.7人と、32.3人の減となっており、外来におきましては、予算では23万2千80人に対し22万1千960人ということで、1万120人の減、1日当たりで申し上げますと、予算で967人に対し917.2人と、49.8人の減となっております。また、主要な建設改良事業といたしましては、医療機器ではエックス線CT装置を整備したほか、建物では、外来棟冷暖房設備改修工事を初め3件の工事を行ったところでございます。

続いて、収益的収支でございます。病院事業収益では、決算額112億9千260万8千68円で、主に本院医業収益の減により予算に対し11億9千327万5千932円の減となっておりましてございます。一方、病院事業費用では、決算額111億128万3千152円で、主に本院医業費用の減により予算に対し5億4千270万5千848円の不用額を生じております。以上の結果によりまして、当年度は1億9千38万6千964円の純利益となり、当年度末処理欠損金といたしましては156億7千146万2千467円となったものでございます。

次に資本的収支でございますが、資本的収入は決算額9億3千962万2千円で、主に企業債の減により、予算に対し4千416万4千円の減となり、資本的支出では決算額13億5千706万4千768円で、主に建設改良費の減により、予算に対し4千927万9千232円の不用額を生じております。なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する金額につきましては一時借入金で措置をしております。

最後に、実質的な収支であります資金収支でございますが、配付資料の右下欄外に記載してありますとおり、当年度資金収支はマイナス1億3千293万6千943円、当年度末資金残高は9億2千855万9千288円の資金不足となっております。

以上が、令和元年度旭川市病院事業会計の決算についての概要でございます。

続きまして議案第4号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げたいと思います。今回の補正につきましては、案件が3つございます。まず1点目が、平成25年度に借り入れた施設整備分の企業債の利率が予算を下回ったことによる支払い利息の減額、及び元利均等返済方式による借り入れのため、元金分の支払い割合が増加したことによる企業債元金の増額となります。次に2点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対応する病院職員等を対象に、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の代理受領に伴う特別利益の増額と職員に対する給付に伴う特別損失の増額、最後に3点目といたしまして、7月の第4回臨時会におきましても御説明申し上げたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします（仮称）感染症センターの整備のうち、利便性向上のための入院病棟の空調や水回りの整備、病棟外部等のバリアフリー化、院内感染防止に向けた発熱外来機能の設置等に係る改修経費の精査ができましたため、建設改良費の増額を行おうとするものでございます。

補正予算書23ページの実施計画をごらんいただきたいと思います。1点目の企業債償還金分といたしましては、収益的収入及び支出の部、1款病院事業費用、3項本院医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で8万1千円を減額し、資本的収入及び支出の部、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金で3万4千円を増額、2点目の感染症対応従事者慰労金分といたしまして、収益的収入及び支出の部、1款病院事業費用、4項特別損失、2目その他特別損失で2億2千260万円を増額し、この財源といたしまして、1款病院事業収益、5項特別利益、1目その他特別利益で同額を増額、最後に（仮称）感染症センターの整備分といたしまして、資本的収入及び支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建物で2億3千780万5千円を増額し、この財源といたしまして、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で同額を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま、第3回定例会への提出議案について理事者から説明を受けました。

委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということでとどめておきたいと思います。ここまでの議題にかかわって出席をいただいている理事者につきましては、退席していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の報告事項に入っております。最初に、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施状況について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施状況について、御報告をさせていただきます。お手元に資料をお配りしてございますのでごらんください。

初めに、実施要領の公表方法でございますが、サウンディング調査の実施要領につきましては、6月10日の本委員会において案をお示しさせていただき、6月29日から市のホームページへの掲載及び市有施設等への配置を行いました。サウンディング調査の周知方法としましては、広報誌への掲載、報道依頼、本市フェイスブックへの掲載等を行ったほか、実施要領とあわせて市有施設等にチラシを配置し、周知を図ったところでございます。

次に、現地見学会及び説明会についてでございますが、サウンディング調査への参加を希望する事業者向けの現地見学会を7月21日に、説明会を翌7月22日にそれぞれ開催したところでございます。現地見学会には4団体の参加をいただきました。参加者は全て市内の事業者でございます。参加者の業種は、飲食、建設、企画、事業開発となっております。また、説明会には5団体の参加をいただきました。こちらの参加者は全て市内の業者でございます。参加者の業種は、飲食、建設、企画、事業開発、造園となっております。なお、道外の1事業者から説明会と現地見学会の参加の申し込みを受けてございましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る事業者の移動の自粛により、参加辞退の申し出があったところでもございます。

次に、市民要望による説明会でございます。サウンディング調査の実施に当たりまして、市内の自然保護団体等から説明の要望を受けまして、7月27日に当該団体が主催する会議に出席し、説明を行いました。会議には、自然保護団体等5団体から14名の方が参加され、サウンディング調査の主旨について説明し、意見交換を行ったところでございます。

次に、質問の受け付けでございますが、6月29日から8月13日の期間において質問を受け付けましたところ、サウンディング調査に関する質問が2問ございましたので、電子メールで回答し、市のホームページにもその内容について掲載しているところでございます。

最後に、対話の実施でございますが、対話には市内から5団体、道外から1団体の計6団体から参加の申し込みをいただき、8月24日から9月4日の期間に個別の対話を実施いたしました。提案件数は10件ございまして、内訳は資料にお示ししたとおりでございますが、公園別に申し上げますと、常磐公園が4件、神楽岡公園3件、春光台公園2件、忠和公園1件となっております。

以上が、サウンディング型市場調査の実施状況になりますが、結果につきましては、参加事業者にて提案内容等の確認などを行った上で10月ごろに概要を公表する考えでございます。その際は、本委員会で改めて御報告をさせていただきたいと考えてございます。また、その後につきましては、調査結果を十分に踏まえ、事業の実現に向けた課題などを整理し、事業化の可能性について検討していきたいと考えてございます。

以上が、都市公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査の実施状況についてでございます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次の事項に入ります。雪堆積場の確保について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 雪堆積場の確保について御報告申し上げます。お手元にA3横の資料をお配りしておりますので、そちらをごらんになってください。

最初に、雪堆積場の現状と課題についてでございます。雪堆積場の確保につきましては、雪対策基本計画に基づきまして、大雪時にも対応可能な計画搬入量750万立方メートルの確保を目標にしております。令和元年度は63カ所、771万5千立方メートルを確保してございますが、令和2年度につきましては、河川整備ですとか土地利用などによりまして、61カ所、753万立方メートルに減少する見込みとなっております。また、流動的な要素から時期は確定してござい

せんが、令和3年度以降は複数の雪堆積場が使用できなくなる可能性がございまして、最も厳しい状況となった場合には、計画搬入量を30万立方メートル以上も下回るといったことも想定されております。

こうした雪堆積場の不足に加え、担い手や排雪ダンプの不足といった状況を踏まえ、運搬距離の短縮による作業効率の向上を図るためにも、特に市街地近郊における雪堆積場の確保を進めていくということが喫緊の課題となってございまして、その適地として、日本製紙株式会社旭川工場の一部敷地を雪堆積場として活用できないか、平成30年9月から継続的に協議を進めてまいりました。日本製紙敷地内に設置を検討している雪堆積場の計画搬入量は、最大で20万立方メートルと、河川敷を除けば市街地近郊で最大規模の非常に希少な雪堆積場となり、減少する雪堆積場の代替地として位置づけることで、主に中央・新旭川地区及び永山地区の安定した雪堆積場の確保や、排雪作業の効率化による雪堆積場周辺地域の冬期道路環境の向上などが期待できます。しかし、当該地における雪堆積場開設に当たりましては、土地の使用料や立木等の伐採、あるいは場内の整地作業といったものに加えまして、既存施設の移設などの補償に費用を要するほか、現在同敷地内で事業を行っている事業者との事故防止の観点から、現行の国道側からの出入り口とは別に、雪堆積場の東側にございます永山2号川を横断する新たな排雪用の搬入路の確保といったことにも費用を要することになります。また、騒音や振動など、新たな雪堆積場の設置に伴います周辺環境への影響に対しましても、近隣住民の合意形成も必要といったことなど、幾つかの課題があると考えてございまして。そのため、本年度4月下旬から、日本製紙株式会社旭川工場と改めてこうした課題を整理し、今後の進め方なども含めた協議を行い、雪堆積場を開設するためには費用対効果が見込めるとともに、市民合意を得る上で試行運用から本格運用への段階的運用が必要であるといったことを再確認したところでございまして。その後の協議状況といたしましては、4月下旬以降、現地調査を実施したほか、永山2号川を横断する搬入路につきまして、河川管理者である北海道と協議を行い、冬期のみでの使用であれば暗渠を埋設し、河道を埋め立てる仮設の搬入路の設置は可能との意見をいただいたところでございまして、日本製紙とは運用に伴う初期費用ですとか、既存施設の補償や借地料など、必要となる費用について具体的な協議を進めている状況でございまして。

今回、雪堆積場の確保にかかわる日本製紙との協議状況について御報告をさせていただきましたが、今後も協議を進め、費用対効果の検証を慎重に行い、一定の効果が得られるといったことが確認できた場合は、速やかに周辺住民の方に雪堆積場設置に伴う周辺環境への影響を確認していただく試行運用の実施につきまして、市民委員会や町内会への説明を行い、合意を得た後、11月以降から試行運用を行いたいと考えてございまして。試行運用に際しましては、補償物件に影響を与えないスペースを利用し、実際の作業は年明け後、1月中旬以降の1週間程度となると考えてございまして。来年の雪解け後には地域住民の方と話し合いを行い、雪堆積場の本格運用の合意が得られれば日本製紙と協議、契約し、来年の12月からの本格運用を行っていただければと考えてございまして。

以上、雪堆積場の確保について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 ただいまの報告案件に対しまして、2問、質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、これまで述べてこられた課題に一定のめどが立ったということだと思っておりますが、その判

断内容について確認をさせていただきたいということ、それからもう一つは今、試行運用をことしの11月以降に行うという説明がありました。ここに関して、今後、何かしらの補正予算措置等の予定があるのかどうか、その見通しについてお聞かせをいただきたいと思っています。

まず初めのほうから行きます。冒頭申し上げますが、市街地近郊に恒久的な雪堆積場を確保していくという大命題に対して、積極的なアプローチをしていただいたんだなということをまずは評価したいということを先に申し述べたいと思います。

昨年12月、私もこうした日本製紙側との協議が行われているらしいぞという話を伺って、質疑もさせていただきまし、私どもの会派の福居議員も、ことしの3月の予算委員会の際に、そうした展開への期待をおっしゃっていたということを記憶しています。何を問いたいかという、その中で一貫して皆さんのほうで、かなりの初期投資が必要なんだと、それだけじゃなくて、要はさまざまな問題が簡単じゃないんだということをおっしゃっていたというふうに記憶をしています。なので、今回こうした報告を受けたということをおっしゃっていただいているわけですが、じゃその問題をどうクリアしたのかということを確認させてください。特に、財政負担に絡むことでもありますので、じゃこれまでの想定とどんな変化があったのか、この間の協議や検討において、なぜクリアできると判断されたのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

○小松土木部雪対策課長 日本製紙株式会社旭川工場敷地の活用において、場内整理の費用、既存施設の移設等の補償、借地料、敷地内への新たな車両の出入り口の確保、地域住民との合意形成などが課題と考えておりますが、このうち、場内の安全性確保の点から排雪運搬ルートとの分離を求められていた敷地内への新たな出入り口の確保の見通しや、これに対する初期費用について進展があったところです。

敷地内への新たな出入り口確保の方法としては、日本製紙より永山2号川側からのアクセスを求められており、河川横断許可の見通しとその方法が課題でありましたが、今回、河川管理者である北海道との協議を経て、永山2号川横断のめどが立ったことで、課題の一つがクリアとなる見通しとなりました。永山2号川横断の方法として、橋梁を新設する案や、毎年仮設の橋梁を設置、撤去する案などを想定しておりましたが、今回、河川管理者から、冬期間のみであれば暗渠を埋設し河道を埋め立てる仮搬入路の設置が可能との意見をいただきました。このことから、費用等について検討したところ、いずれも概算費用であります。永山2号川に橋梁を新設する案では約1億3千万円以上の費用が必要となる一方、今回の暗渠埋め立て案では、毎年約700万円の設置、撤去費用が必要となりますが、初期費用を軽減できることとなり、今後の日本製紙との交渉次第では、費用対効果が見込める可能性があるかと判断したところです。

今後につきましては、日本製紙と条件面の交渉のみならず、計画搬入量の確保や除排雪業務の効率性、地域住民との合意形成などを総合的に判断し、雪堆積場の確保について進めたいと考えております。

また、御質問にあった試行の費用についてでございますが、現在、場内整理等にどのぐらいの費用がかかるかなどを検討しておりますところから、現在のところ、まだどのような予算にするかというのは検討中でございます。

○上村委員 後段の件、ちょっともう一度聞き直したいと思いますので確認を続けさせてください。

まずは前段、河川管理者である北海道との協議の中で暫定的な運用の可能性を見出していたい

たということだと思います。よって、市街地近郊にということ、先ほどの説明資料によるとこの日本製紙の場所に20万立米ですか、これは説明にもあったかと思いますが、毎年課題になっている永山近郊、あるいは市街地にとっては非常に大きな雪堆積場になることはもう必至であるということで、これが実現すれば、本当に利便性の向上に役立つだろうなという期待が持てるところです。

それで、試行運用から開始するというお話がありましたので、いろいろと大きな工事は本格運用に至る経過の中でやられるのかなということは、先ほどの説明で何となく受けとめたんですが、とはいえ試行運用するには、仮に期間が短くても借地料なんかは必要にならないのかということなどを含めて、何かしらの費用は発生するんじゃないかということをおっしゃるわけですが、よって、協議中ということもありましたが、今後、もっと言うと令和3年以降の話まで言及された説明をされていまして、こうした費用については、私どもも一定程度慎重に報告を受けとめる必要があると考えて今の質問をさせていただいた次第です。協議中ということでありましたが、お答えいただける範囲で、まずはことし借地料がかかるのかどうか、あるいはその他にも費用がかかる可能性があるのかどうか、そのあたりについての見解を重ねて確認させていただきたいと思います。

○太田土木部長 ことし、もし費用対効果が見込めるようであれば、これから試行運用ということで、間違いなく本格運用に行く前には、最低限試行運用をやった中で、雪堆積場周辺の地域住民の方たちへの夜中の騒音ですとか振動といったものをまず確認しなければいけないと思ってございます。

先ほどもお話ししましたように、一定程度我々が協議する中で、じゃ試行運用をどういったスケジュールでやろうかということで、スケジュールをお示したところでございます。当然、委員がおっしゃったように、そこには一部費用も、ことし分だけですけれども、やはり借地料もかかってくると思いますし、立木の伐採だとか場内整備にお金がかかると思っています。ただ、以前から永山2号川を横断する搬入路を新たに設けるといった部分については、当初は橋梁とかということもありましたが、試行運用の段階では、国道側からのアクセスを時間配分を切りかえながら、1年間だけであれば何とかできるということもありましたので、特にまだそんなに大きな費用がかかるわけではないと。一部、その数カ月の期間の借地料と、それから伐採に伴う費用ということで、そんなに大きいお金はかからないのかなと思ってございます。ただ、当然そこは当初予算を組んでいないものですから、本来であれば一定の補正予算の手続もとらなければいけないというふうにも考えてございますが、もし時間的にスケジュールが合わなければ、一部今ある予算の流用をかけた中でやる方法もあるのかなというふうには考えてございます。

いずれにしても、予算規模がまだ明確ではございませんので、その辺は、先方と十分に話ができただ段階でタイミングを見ながら補正予算を組むのか、もしくは間に合わなければ一部流用させていただくのかということで、どちらにしても本委員会においてはそういった報告や考え方というものはきちっと示していきたいというふうには考えてございます。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

宮本委員。

○宮本委員 予定をしておりませんでしたけれども、今の日本製紙の関係の雪堆積場をお借りする予定だということについて、若干お聞きしたいんですが、この周辺の道路環境で、雪堆積場の車両関係について、出入口を含めて市民への影響というのはいないんですかね。

○小松土木部雪対策課長 今回の永山2号川側からの出入り口なんですけれども、排雪が夜間ということもありまして、一般の交通には影響はさほどないのではないかと考えているところです。

○宮本委員 夜間にやることはもう承知なんですけれども、夜間にやって、朝から昼間にかけての交通の関係で、道路の除雪というのはきちっとされるんですか。わだちやなんかは出ないんですか。

○時田土木部雪対策課主幹 当然、夜間に排雪するという中で、雪堆積場を利用するタイミングになる前には、一番最初に搬入ルートというものを排雪するような形になってきますので、その辺は、道路環境を良好に保っていった中で雪堆積場を利用していきたいというふうに考えております。

○宮本委員 もう一点です。永山2号川の話が先ほど上村委員からも出ましたけれども、2号川の上に仮設の鉄板を敷くんですか。これは耐久性の問題だとか、春の融雪時に牛朱別川の逆流とか、そういう問題、支障はないんですかね。構造について詳しく聞くと時間がなくなるので、それは後ほどで結構なんですけど、これで影響があるかのかないのか。

○時田土木部雪対策課主幹 北海道との協議を進めていく中で、正式な協議といたしますか、一定の方向性として、管を埋設して土を載せて、そして上に鉄板を敷くというやり方でいけるのではないかとこの形で了解をいただいたところなんですけど、ただ一つ条件がございまして、当然、融雪期になりますと、やはり雪解けもしくは季節外れの雨が降ったときには水量が増すという状況もありますので、2月いっぱいぐらいまでに搬入を終え、融雪期になるであろう3月には撤去するような指導といたしますか、条件が付されております。ですから、その時々状況を踏まえながら、必要に応じて、危ないときには利用している最中であっても撤去して流水を確保するような、そういった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員 最後になりますけれども、この仮設の鉄板には、例えば、車が滑り落ちやなんかをしないように、横に手すりや高欄のようなものをつけるんですか。

○時田土木部雪対策課主幹 詳細についてはまだ定まっておりますが、安全を確保する中で、請け負った業者であったり、次年度もし利用できるという形になったら詳細に検討していかねばならないと考えておりますが、いわゆる車が落ちるようなことのないような対策はとっていかねばならないというふうに考えております。

○宮本委員 鉄板ですから非常に滑ると思いますし、ここに今、20万立米の雪を置きたいということなんですけど、一般車両も入るということですか。

○時田土木部雪対策課主幹 基本的には排雪のダンプトラック、あとは雪堆積場を管理するための除雪企業の車両、そういったものを想定しております。

○宮本委員 そうであれば、仮設であっても滑り落ちないように十分確保していただいて、安全な除排雪作業に励んでいただきたいというふうに思います。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題にかかわる理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いいたします。

病院事務局長。

○**浅利市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院におけます新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、本日配付させていただきました資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

当院では、これまでも御報告申し上げてきましたとおり、同感染症への対応といたしまして感染症病棟の稼働及び発熱外来の運営を行ってきたところでございます。

まず、感染症病棟の稼働状況につきましては、前回の報告以降の状況につきまして、資料の表1にありますとおり、市内における同感染症の発生状況が落ちついておりました7月の中旬までは稼働病床が少ない状況が続いておりましたが、それ以降、市内でぽつぽつと発生しているという状況を受けて、稼働病床数が増加してきている状況でございます。なお、感染症病棟の稼働につきましては、陽性患者のみならず、陽性、陰性が確認されていない、いわゆる疑い患者による稼働も含まれるものでございます。

続きまして、発熱外来の受診患者数についてでございますが、こちら2枚目の表2にありますとおり、7月に入り受診患者数が減少しておりましたけれども、7月下旬から再び増加傾向にあるものと認識しております。今後、インフルエンザの流行に伴う受診患者の増というものが見込まれることから、それに備えるための体制を整備してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、コロナ禍におけます本年度の当院の入院・外来患者のこれまでの推移についてでございます。まず、入院患者数でございますけれども、昨年度と比較いたしましても大きく減少しているのが現状であります。なお、5月に底を打ってからは、若干ではありますが増加傾向に転じているものと考えてございます。一方、外来患者でございますけれども、こちら年度当初から昨年を大きく割り込んでいる状況でありましたが、直近のデータであります7月におきましては、昨年の実績とほぼ同数と持ち直している状況になってございます。入院患者、外来患者数につきましては、コロナ禍における受診控えなどが主な要因となっていると考えておりますが、現在、本市の同感染症の発生状況が比較的落ちついているということから、昨年度の状況に少しずつ近づいているものと考えておりますけれども、今後の流行状況によっては再び悪化することが懸念されることでもありまして、秋から冬にかけてのインフルエンザの流行も踏まえて、楽観視できない状況にあるものと考えております。また、昨年との比較においては、徐々に近づいてきているという状況がありますが、私どもの予算における計画値からは大きく下回っている状況でもありますので、踏ん張りどころだというふうに考えてございます。

最後に、当院におけます自費診療によるPCR検査の実施について、御報告を申し上げます。昨今、当院に対しましてさまざまな理由、事由から、無症状でありながらもPCR検査を受けたいという問い合わせが多くありましたことから、8月31日から自費診療におけるPCR検査を実施しております。簡易検査の受診に当たっては、完全なる事前予約制ということで、1日5名程度としておりまして、あくまでも保険診療を優先した中で行っている、つまり症状のある方をあくまでも優先して行うという形になってございます。検査費用につきましては、結果の証明書発行料も含めまして税込み2万5千500円でございます。検査実施日は、毎週月曜日から木曜日としておりまして、検査を受検後、翌営業日の夕方に検査結果証明書を発行する流れというふうになってございます。

以上でございます。

○**高木委員長** ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 最後の説明事項にありました自費診療によるPCR検査の実施について、ちょっと細かい設問にはなると思うんですが、9問ほど予定をしております。お付き合いをいただきたいと思えます。

これは、やはり非常に注目を浴びている、市民の関心も高いというふうに私は思っているのですが、まず市立病院として、どういう目的でこれを実施しようとしているのかという立ち位置を確認したいことと、あと、証明書込みで2万5千500円ということなんですが、一般的な感覚としてやはりちょっと高いなという印象を受けるのが率直なところかなという気はするんです。しかしながら一方で、いろいろな理由があるということもお聞きしていますので、そのあたりも、実際のところはどういう考え方でこういう費用が出てくるのかということもこの際確認をさせていただきたいと思えます。また、恐らくこれは市民サービスということで先ほどお話があったんだと思うんですが、そうした意味でより改善していける余地がないのかということの問題提起も最後にしたいなと思って、きょう準備をしまりました。

まずは、一番の注目すべきこととして、現在までの予約状況や問い合わせ状況、一番重要な陽性者が出ていないのかというその実施結果、実際にこういうことをやったらぼこぼこ陽性者が出るんじゃないかということをおぼろげに肌感覚としては懸念をしていますが、この間のわかるところまでの経過で構いませんので、これまでの実施状況の経過の御説明を最初にいただきたいと思えます。

○依市立旭川病院事務局医事課長 自由診療によりますPCR検査の実施状況についてでございますが、8月31日、月曜日から開始以来、1日10件程度の問い合わせが当院に来ている状況でございます。実施状況でございますが、きのうまでの人数で申し上げますと、13人のPCR検査を実施いたしまして、まだ結果が出ていない5人を除きまして全員陰性でありますとともに、今後14人の予約が入っている状況でございます。

○上村委員 まずは、いずれも陰性だったということは胸をなでおろすところでありませう。

それで、陰性証明書もセットという実施の考え方だと思います。こうした形で実施を希望する方というのは、実際にどういった例があるのかなということをおぼろげに知りたいということを含めて、これまでの経過の中でどのような事例があるという認識かを続けて伺いたいと思えます。

○依市立旭川病院事務局医事課長 陰性証明書が必要でPCR検査の実施を希望されます方の事例でございますが、コロナ流行地域から出張や旅行などで戻ったので検査したい、教育実習に行かれる方で陰性の証明がしたい、施設に親御さんの世話をしに行くために陰性であることの確認をしたい、職場からPCR検査を求められたなどにより、検査を希望しているものと認識してございます。

○上村委員 今のお話を聞くと、どちらかというとおぼろげに、とりあえず知りたいから多少お金がかかっても受けたというよりは、何かしらの公上の理由というか、それぞれ具体的に分かれる話になると思うんですけど、ビジネス上のことであつたり、あるいは教育実習というお話であつたり、あるいは施設への親の介護というような、一定程度公的な理由もあるのかなというふうにお話を聞いて感じたところです。

改めて、冒頭申し上げました自費診療によるPCR検査の実施に当たる市立病院としての立ち位置を確認させていただきます。要は、広く公衆衛生のためにやるという意図なのか、市民サービスとい

う観点で今回実施に至っているのかということです。この点について確認をさせていただきたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 PCR検査につきましては、感染が疑われる方などに必要な場合や、感染拡大防止のために必要な場合を基本的な考えとして実施しているところでございますが、感染拡大地域へ出張や旅行、職場における感染不安など、市民等からの検査ニーズがふえてきていることから、この状況を考慮し、自由診療によりますPCR検査を実施することとしたものでございます。

○上村委員 ということ、市民サービスということの観点が強い、それが主要な意図だということ、と受けとめたいと思います。この点に関連しまして、後ほど、1例なんですけれども、ちょっと私のもとに寄せられた御意見もありましたものですから、いわゆるその市民サービスの観点でどう応えてあげられるのかなということ、を具体的に尋ねたいと思っています。

先に費用の件です。これも冒頭に申し上げましたが、2万5千500円は高いという声を受けて、率直に言うと私もそうだなと思いました。とはいえ、ざっくり言うとかかるものはかかるという話もあるわけですので、やむを得ないということも言わざるを得ないのかなと思います。改めて、この2万5千500円の費用を算出した根拠をもしお示しいただけるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。また、当然、ここには一定程度収益という要素があることは、私は必要なことだし、それはそれで差し支えないと思っているのですが、こうした市立病院としての収益というのは、この自費診療によるPCR検査でどういう考え方でやっていこうと進められているのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 自由診療によりますPCR検査の価格設定につきましては、令和2年度の診療報酬点数に準じて算定をしております。具体的に申し上げますと、初診料288点、新型コロナウイルス核酸検出検査料1千350点、微生物学的検査判断料150点を合計いたしまして1千788点となり、この点数を1点10円で計算いたしまして、消費税10%を乗じますと1万9千668円となりますことから、2万円と価格設定したところでございます。また、証明書につきましては、医師の証明書作成に要する時間等を考慮いたしまして、生命保険、損害保険に関する証明書と同等額に設定したところでございます。

収益につきましては、現在は1日5名程度の受け付けとしておりますことから、検査費用だけで1日最大10万円の収入となりますが、費用として試薬代などが1件当たり約2千500円かかるほかに、人件費や検査機器の購入費相当分などを差し引いた額が当院の利益となるところでございます。

○上村委員 一定の算出根拠をお示しいただきました。自費診療ということですから、恐らくいろいろと柔軟な要素というのが含まれた形での実施ということになるんだろうという受けとめをしています。市立病院として、この費用を少しでも抑えてあげようかなとか、その必要があるんじゃないかという認識はないのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 PCR検査の他の医療機関の費用設定につきましては、市内、道内では公に実施している医療機関はまだ少ないものと認識してございますが、把握しているところで申し上げますと、札幌市で海外渡航のための検査を実施している医療機関で4万700円となっておりますとともに、首都圏などでは4万円から5万円といった金額を設定している医療機関も

見られますことから、当院の証明書込みで2万5千500円という金額は、他の医療機関と比較いたしましても決して高いものではないと認識しており、現在のところは、検査費用の減額の必要はないものと考えてございます。しかしながら、今後、診療報酬点数の改定状況や他の医療機関の動向、自費検査の普及状況、国の方針等にも注視いたしまして、必要に応じて変更についても検討する必要があるものと認識してございます。

○上村委員 これまでの経過を伺いますと、毎日そこまで非常にたくさんの検査が行われているという状況でもないようですので、一気に膨らむということはなさそうな気はしますけれども、必要に応じて、状況によってはということを経最後に述べていただいたのかなと思います。一方で、決して高くはないんだということの説明もありました。私が聞いた話では、東京で3万円だとかという話もありましたし、あと、昨日ある会場である方の話を聞いていますと、全国でも2番目ぐらいに低いという受けとめをされているんですか。もし、違えば訂正してください。そういうことも含めて、一定程度必要な費用だという受けとめが妥当なのかなという気がしています。そういうことで今の答弁を受けとめました。

具体的に、市民サービスとしてどう改善ができるのかということに話を転じたいと思います。3点お聞きしようと思うんですけど、具体的に、証明書の発行費用が5千500円かかるということで、これも当然ながら結構な金額じゃないですか。ですので、特に検査だけとりあえず受けたいんだという方にしてみたら、恐らく証明書の発行費用をなしにして、例えば、検査だけ気軽に受けさせてほしいという考えが出るんだと思います。ここで費用を抑えるということは可能にはならないのか。結論として、具体的には、例えば選択制にできないものかどうかということなのですが、この点について伺いたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 証明書を必須としております理由でございますが、全国的に蔓延しております新型コロナウイルス感染症のPCR検査の結果につきましては、陽性になった場合の感染経路の特定や、感染者本人の生活圏への影響を考慮いたしますと、極めて正確に確実にお伝えすべき重要なことと捉えており、電話等による口頭での不確実な通知では、言った、言わない、聞いた、聞かないなどの根本的な支障が、後々予想外に広がるおそれが十分に考えられるところでございます。このため、公的医療機関といたしましては、検査を実施した責任を重く受けとめ、証明書として確実に通知することが、受検者のためになるものと判断いたしまして、証明書を必ず発行することとしたものでございます。

○上村委員 公的医療機関としてということが、特にここは重要なポイントなのかなというふうに今の答弁を受けとめました。そして、運用の統一化というか、一定程度スムーズに安定的に流れをつくるという意味でも必要な作業、手順として定められているのかなというふうに今のお答えを聞いて思いましたので、一応そこはまずは受けとめたいと思いますが、今後の可能性として、そういう選択肢もやられるのかどうかということは、一応検討していただきたいなというふうに思います。

これは必要だということは、それで一定程度理解できるんですが、証明書の内容を充実化してほしいという声がありました。私もそのほかのものをちょっとたまたま見せていただいたんですけど、率直に言って、市立病院の証明書は非常に見劣りしている、要は結果だけしか書いてないんですよ。例えば、検査手法の説明とか、PCR検査といっても簡単に白か黒かという100%のものではありませんから、一定程度補足をしようと思えばいろんな情報があるじゃないですか。そういう

たこともしっかりそこに明記をするというのは、証明書の内容として必要なことではないかというふうに思います。こうした証明書の充実化ということを検討すべきだと思いますが、この点について、引き続きお答えをいただきたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 陰性証明書の内容についてでございますが、当初から陰性証明書には、必要な基本項目については全て記載されているものと認識しておりましたが、先日、今回の自由診療の受検者からも委員と同様の御指摘をいただいたところでございます。このことから、委員の御指摘のとおり、当院といたしましても、証明書の内容の充実を図る必要があるものと判断いたしまして、採取方法や検査方法、使用している検査機器の情報等を盛り込んだ新たな様式に、今週から変更させていただいたところでございます。

○上村委員 もう今週から変えているということで、その迅速な取り組みはむしろ評価をしたいというふうに思います。

もう一点、やはり市立病院に行くこと自体にも一定の感染リスクを感じる方がいるということで、検体採取は我々も視察で見せていただいて、屋外の車でやるということで、中に入らないでできるようになっているようですが、ただ、同意書に記入する、あるいは事務的な手続を含めて中に入らざるを得ないという場面があるようです。受診者にしてみたら、一貫して外でできればいいのになという声があるわけですが、これについては対応が難しいのでしょうかということもあわせて確認させていただきたいと思います。

○依市立旭川病院事務局医事課長 このたびの自由診療におけますPCR検査でございまして、単に検体を採取して検査をするだけではなく、本当に無症状なのかなど、医師による診察行為を行っているところでございます。また、同意書に記載されております検査意義や検体採取方法、費用、結果報告の御説明をさせていただき、同意書への記載をお願いしておりますことから、院内に入らずに検査にかかわる全てを終わらせることは難しいものと考えてございます。

○上村委員 診察行為を行っているということなんですね。私もそこまでは正確に把握していなかったのですが、ということで、中にも入らざるを得ないという説明でした。この点については今後の課題として申し上げたいと思いますが、一応時間も指定しているところですし、予約ということで、そこはかなりコンクリートしながら対応しているという状況がありますので、あえて言うと、値段との関係からしても、例えば、その診察行為も本当に外でできないのかなということなんかもあわせて、また今後の課題として受けとめていただけたらなというふうに思います。

冒頭からこれまでの実施経過も伺いましたが、この自費診療によるPCR検査、これまでの経過も踏まえて、今の時点では市立病院として今後どのように取り組んでいくお考えであるのかということをお聞きして、この点についての質疑を閉じたいと思います。

○浅利市立旭川病院事務局長 今回、市立病院といたしまして、自由診療の中でのPCR検査を行うということになったわけですが、経過は先ほど御報告申し上げており、当院に対する問い合わせもあったということなんですが、伺ったところによりますと、保健所への問い合わせも非常に多いと。結局は、濃厚接触者であれば保健所で検査するわけですが、無症状でそうではないということになれば、保健所として誘導するところは正直言ってないということだったんですね。実は、市内のほかの個人病院でも行っているような話を聞くところはあるんですけれども、あくまでも自由診療になっているものですから、うちがやっていますよというふうに言わなくても

勝手にできることなので、保健所への届け出も当然必要ないということで、その辺がやはりわかりづらんじゃないかということもありまして、公立病院ではありますが、我々としてもまず、枠、制限を設けながら少しずつやっていきたいと思いますというような形で、病院の経営陣の中でこの話をオーソライズしたということになります。

今後、秋冬に向けては、当然コロナにインフルエンザがまじってくるということで、いわゆるコロナがどのぐらいこの地域でふえてくるかというのは、正直言って我々もわからない部分ではあるんですけども、ただ、そういった意味では、いわゆる通常診療の保険診療の中でも検査件数は多分ふえていくと思うんです。そういった中では、今現在1日5検体、5名程度という形でさせていただいている状況でありますけれども、これもちょっと先行きはわからないかなど。ただ、以前に補正予算で審議いただき、認めていただきました新たな2台目のPCRの検査機が10月下旬から11月上旬ぐらいに入るかなという状況になっておりますので、それが入った時点で、うちの検査のキャパシティも今までの3倍以上になります。その段階での流行状況でありますとか、あるいはそれまでの間の市民ニーズがどうだったかというのを検証した中で、例えば1日5検体をもう少しふやすとか、もちろん中央検査科のマンパワーということも当然絡んでくる状況であります、当院といたしまして、何とかそういった体制を少しでもとれるような形にしていきたいというふうに思っております。

きょう委員からいろいろと御指摘もいただきましたし、価格の面については、医事課のほうで調べたところによりますと、やはり全国で言うと本当に下から2、3番目というような状況で、全国平均も検査だけで3万4千円を超えているという状況もあるようなので、決して高いとは思っておりません。ただし、先ほども医事課長のほうから答弁させていただきましたけれども、今後、状況であつたりとか、あるいは国の施策の方向性、こういったもので無症状の方もより受けられるようにしろということであれば、我々としては当然ハードルを下げる必要があるんじゃないかなと思っておりますので、そういった課題についても解消に向けた検討を今後もしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、感染症の指定医療機関として、コロナから市民を守るというのはまず我々の使命でもありますし、さらにはこういった検査に関係してのニーズとか不安とか、そういったものを抱えている市民の方々もいらっしゃると思いますので、そういった部分も含めて、当院として若干なりとも寄与できればという気持ちで始めた事業でございまして、全国でやっているところのリストを見ますと、ほぼ公立病院がないんです。そういった意味では、何とかこういったことを通じて、市民の方々からもより信頼していただけるような医療機関になっていければというふうに考えてございます。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上をもちまして本日の常任委員会を散会としたいと思います。

散会 午前11時28分